

○愛知工業大学附属図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知工業大学附属図書館規則第10条の規程に基づき、愛知工業大学附属図書館(以下「図書館」という。)の図書館資料の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲と身分証明)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学職員(非常勤を含む)
- (2) 本学学生
- (3) 本学名誉教授
- (4) 図書館長が許可した者

第3条 図書館を利用する者は、次の証明書を携帯しなければならない。

- (1) 本学職員は、教職員証
- (2) 本学学生は、学生証
- (3) 学外者は、館長の発行する利用許可証及び身分を証明するもの

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 8時50分から21時10分まで
- (2) 土曜日 8時50分から19時まで
- (3) 夏季休業中、春季休業中は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日)
- (3) 本学の創立記念日(11月13日)
- (4) 8月12日から8月16日まで
- (5) 年末年始(12月26日から翌年1月6日まで)

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は必要と認めた時は、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(閲覧)

第6条 図書館資料の閲覧は、原則として閲覧室で行うこととする。ただし、視聴覚資料については、別に定める。

2 利用者は、閲覧した図書館資料を、所定の場所に返却しなければならない。

(館外帯出)

第7条 第2条各号に掲げた者は、図書館資料を館外に帯出することができる。ただし、図書館長が帯出禁止を指定した資料を除く。

2 図書館資料の帯出を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

第8条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、下記の区分のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、変更することがある。

本学専任教員（特任・客員教員を含む）	50冊（点）以内	180日以内
本学名誉教授	50冊（点）以内	180日以内
本学非常勤教員	30冊（点）以内	60日以内
上記以外の本学職員	10冊（点）以内	30日以内
本学学生	10冊（点）以内	14日以内
本学大学院学生・研究生	30冊（点）以内	60日以内
学外者	5冊（点）以内	14日以内

第9条 前条で定める貸出期間終了後、予約者がいない場合に限り、所定の手続を経て貸出を継続することができる。

第10条 第8条で定める貸出冊数及び貸出期間について、資料の種類により、別に次の制限を設ける。

- (1) 視聴覚資料は利用者の区分にかかわらず、7日以内とする。ただし、図書や雑誌の付録である視聴覚資料については、本体資料に準じて取り扱うものとする。
- (2) 雑誌・逐次刊行物の最新号は貸出を行わない。また、バックナンバーについては、利用者の区分にかかわらず、学術雑誌は1日、一般雑誌は7日以内とする。
- (3) 問題集は利用者の区分にかかわらず、7日以内とする。

第11条 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出を許可しない。

- (1) 貴重図書
- (2) 事典・辞書・便覧・年鑑等、参考図書
- (3) 各種規格、法規類
- (4) 地図資料
- (5) DVD、ビデオテープ

第12条 教研図書の貸出については、別に定める「教研図書の取扱手続」によるものとする。

第13条 特殊図書の帯出は、図書館長の許可を受けなければならない。

第14条 館外帯出をした図書館資料は、必ず貸出期間内に返却しなければならない。

第15条 図書館長は、必要に応じて貸出期間中であっても図書の返却を、求めることができる。

第16条 第7条の規程によって館外貸出を受けた者は、帯出した図書館資料の保管責任を負うものとし、一切他に転貸することはできない。違反者に対しては、以後の帯出を禁ずることがある。

（視聴覚資料・機器の利用）

第17条 視聴覚資料・機器は、所定の場所で利用しなければならない。

第18条 AVコーナーを利用する際は、所定の手続を経なければならない。

2 AVコーナーで視聴できるものは、図書館資料に限るものとする。

（資料の複写）

第19条 図書館資料の複写を希望する者は、愛知工業大学附属図書館文献複写規程の定めるところによらなければならない。

（相互利用）

第20条 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の利用を希望する場合は、所定の手続を経なければならない。またその際の必要経費は、利用者負担とする。

2 他大学等図書館から図書館資料の利用の申込があった場合は、本学における教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(弁償義務)

第21条 図書館規則第7条に基づき、利用者は図書館資料や設備を亡失又は損傷したときは、同じもの又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(利用に際しての厳守事項)

第22条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧室においては、すべて係員の指示に従うこと。
- (2) 図書館資料及び設備を大切に取り扱い、汚損したり無断で持ち出したりしないこと。
- (3) 静粛を旨とすること。
- (4) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) その他、他人の迷惑となる行為や図書館員の指示に反することをしないこと。

(罰則)

第23条 前条の規程に違反した者に対しては、図書館長は、退館を命じ図書館の利用を禁止することができる。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行われる。

附 則

この規程は、平成16年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月2日から施行する。